

自主防災隊長 各位

浜松市危機管理課長 小林 正人

令和6年度浜松市津波避難訓練の実施について（依頼）

寒冷の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから地域の防災対策の推進につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の浜松市津波避難訓練を下記のとおり予定しております。

つきましては、「令和6年度浜松市津波避難訓練実施要領」等を送付いたしますので、地域の実情に合わせた訓練を実施されますようお願いいたします。

なお、本訓練は、令和6年度 浜松市自主防災隊連合会 定期総会資料内 第4号議案「事業計画」に記載の「津波から命を守るための津波避難訓練」と同じものです。

東日本大震災から14年の年月が経ちます。津波被害の記憶が少しずつ薄れてきてることが考えられます。その一方で昨年8月8日に発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」は、地震や津波の危険が身近なものであることを再認識する機会となりました。この経験を踏まえ、多くの住民の積極的な参加を促すよう、よろしくお願いします。

1 訓練実施日

令和7年3月9日（日） ※津波対策推進旬間は、3月7日（金）～16日（日）

訓練実施日は必ずしも上記日程内である必要はありません。各自主防災隊が任意の日を設定しても構いません。

2 アンケートへの回答について

本アンケートは、最終的に静岡県が取りまとめ、参加人数や実施内容を集計するために使用します。浜松市においては、調査結果の一部を浜松市公式HP内「自主防災隊のページ」に掲載し市民などへ情報提供することで、参加を促すために使用します。

	種別	対象	回答方法		回答期日
1	令和 6 年度津波避難訓練実施アンケート <u>(計画)</u> ※3	<u>全自主防災隊</u>	<u>Web 回答</u> ※1、2		<u>2 月 7 日 (金)</u>
			郵送、FAX、メール、窓口渡しの方法によるアンケート用紙の提出		<u>2 月 5 日 (水)</u>
2	令和 6 年度津波避難訓練実施アンケート <u>(結果)</u>	「訓練を <u>実施</u> した隊」 または 「訓練を <u>中止</u> した隊」	<u>Web 回答</u> ※1、2		「訓練後 1 週間以内」 または 「 <u>中止決定後</u> <u>すぐに</u> 」 ※4
		郵送、FAX、メール、窓口渡しの方法によるアンケート用紙の提出			

※1 Webでご回答いただいた場合は、紙やハガキでの回答は不要です。

※2 Web での回答方法：上記 1、2 の用紙に記載された「二次元コード読み込み」または「URL にアクセス」して、その指示に従って回答してください。

※3 上記 1 の回答時点で津波避難訓練を実施済みの場合は、上記 1 の (計画) に実施結果を回答してください。(結果) への回答は不要です。

※4 「アンケート (計画)」に実施予定と回答後、訓練の中止を決定した場合は、速やかに「アンケート (結果)」に「中止」の回答をしてください。

※5 アンケート用紙やハガキなどを紛失した場合は、下記 URL から入手が可能です。

送付資料格納場所：浜松市公式ホームページ「自主防災隊のページ」

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/disaster/bousai/jishubo.html>



ホームページには、最新の情報を掲載しています。
随時ホームページをご覧ください。

自主防災隊のページの二次元コード

3 添付書類

- (1) 令和 6 年度浜松市津波避難訓練実施要領
- (2) 令和 6 年度津波避難訓練実施アンケート (計画)・・・A4
- (3) アンケート返信用封筒用紙
- (4) 令和 6 年度津波避難訓練実施アンケート (結果)・・・ハガキ

4 その他

訓練実施に際しては、以下の事項にご留意ください。

- (1) 訓練計画の作成にあたっては、同封の「令和6年度浜松市津波避難訓練実施要領」を参考に取り組みられるようご検討ください。
- (2) 訓練指導等は、各区区振興課・行政センター・支所又は最寄りの消防署・消防団へご相談ください。
- (3) 多くの住民の積極的な訓練参加への働きかけをお願いします。
- (4) 災害への備えについて、住民の方へ再確認をするようお伝えください。
※備えの例：住宅耐震化、家具固定、寝室に靴用意、非常時持出袋用意・見直し等
- (5) 地域防災人材バンクの御活用について御検討をお願いします。

静岡県では、「ふじのくに防災士」「ふじのくに防災フェロー」「ふじのくに防災マイスター」の方で、地域や職域での防災活動に、指導者や講師、アドバイザーなどとして協力・貢献できる方の名簿を作成しています。詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先：静岡県地震防災センター

(電話：054-251-7100 メール：eq-center@amethyst.broba.cc)

参考：静岡県地域防災人材バンク名簿

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousaikinkyu/sonae/earthquake/bosaicenter/1003638/1003653/1034674.html>



静岡県地域防災人材バンク名簿のHPの二次元コード

- (6) 令和4年度までに「地区の津波避難計画」を作成いただいております。作成した隊につきましては、本訓練で活用いただくとともに、訓練において出た課題等を踏まえて見直しを行ってください。
※作成済みの隊は、「令和6年度津波避難訓練実施要領」別紙1をご覧ください。
- (7) 浜松市では、各区で起こりうる災害の想定や、災害の特性に応じた避難行動の手順、判断基準、注意点などをまとめた「区版避難行動計画」を平成25年度に各戸配布しておりますので、訓練の参考としてお読みいただきますようお願いします。
最新の区版避難行動計画は、浜松市公式ホームページに掲載しています。
(「浜松市 区版避難行動計画」で検索してください。)
- (8) 今回送付した資料は、一部を除き浜松市公式ホームページ「自主防災隊のページ」にも格納してありますので、必要に応じてダウンロードして御活用ください。

《問合せ先・アンケート提出先》

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

浜松市危機管理監 危機管理課 計画調整グループ

担当：笹ヶ瀬、鈴木 清光、鈴木帆南

TEL:053-457-2537 FAX:053-457-2530

E-mail:bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和6年度 浜松市津波避難訓練実施要領

目次

1 趣旨	1
2 期間等	1
3 訓練想定	1
4 対象地域	1
5 重点項目	2
6 訓練実施項目.....	2
7 取組項目	3
8 サイレン吹鳴及び緊急速報メールの訓練配信	4
9 中止基準	4

別紙1 津波避難訓練実施隊（140隊、地区の津波避難計画作成状況付加）

別紙2 津波避難点検シート（住民 → 自主防災隊）

別紙3 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」

1 趣旨

静岡県では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を、「津波対策推進旬間」と定めている。今年度は、令和7年3月7日（金）から3月16日（日）までを津波対策推進旬間とし、津波に対する正しい知識の普及を図るとともに、緊急避難場所や避難経路の点検などを通じて、津波避難における課題を再確認し、解決を図る契機としている。

3月9日（日）を統一実施日として、本市及び自主防災隊においても沿岸地域での津波避難訓練を実施し、津波避難の習熟を図るとともに、成果や課題を整理し、今後の取組みに活かしていく。

2 期間等

津波対策推進旬間：令和6年3月7日（金）～16日（日）の10日間

津波避難訓練統一実施日時：令和6年3月9日（日） 午前9時00分（訓練地震発生）

※訓練日時は、地域の特性や状況に応じて自主防災隊ごとに、適宜変更可能

3 訓練想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、市内で最大震度7を観測。建物倒壊や地盤の液状化、火災等のほか、間もなく大津波が襲来し、著しい被害を受ける。

（静岡県第4次地震被害想定レベル2を参考として実施するものとする）

4 対象地域

地震により津波浸水が予想される地域（別紙1）

5 重点項目

(1) 緊急避難場所・避難経路の確認

- ・緊急避難場所等及び避難路を確認し、「わたしの避難計画^{※1}」等を作成
- ・自宅以外の場所（勤務地等）における避難場所及び避難路の確認
- ・緊急避難場所や避難路の安全確認、避難施設への立ち入り方法の確認
- ・緊急避難場所の備蓄状況の確認及び滞在機能強化に向けた課題確認及び検討
- ・津波避難標識（標高表示を含む）の設置状況の確認及び維持管理

(2) 即時避難の実践・検証

- ・想定される津波到達時間内に避難できるかの確認（避難時間の計測）
- ・避難時の状況を確認し、津波到達時間内での避難ができない理由などを調査
- ・津波避難訓練を踏まえた「地区の津波避難計画^{※2}」の見直し

(3) 避難行動要支援者への支援体制の検証

- ・避難行動要支援者の存在を把握
- ・要支援者の避難支援方法の確認
- ・避難行動要支援者の支援体制の検証

※1 「わたしの避難計画」はパソコンやスマートフォンで簡単に作成できます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040812/1029856.html>

※2 作成済みの隊（別紙1）のみ

6 訓練実施項目

訓練の企画時には、下記「【参考】訓練項目一覧」を参考にしてください。

【参考】訓練項目一覧

実施項目	実施内容
(1) 避難の実施	大津波警報のサイレン等を合図にした即時避難 【重点項目(2)】
	市の指定または住民が定めた津波避難施設（ビル、タワー、マウンドなど）への避難
	住民の避難時間計測 【重点項目(2)】（別紙2）
(2) 避難誘導	率先避難者による避難誘導（声かけ）
	避難行動要支援者に対する避難支援 【重点項目(3)】
(3) 安否確認	津波避難台帳などを活用した住民の安否確認
	避難行動要支援者名簿による安否確認 【重点項目(3)】
	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」を利用した家族内安否確認（別紙3）
(4) 「地区の津波避難計画 ^{※2} 」の活用	作成した「地区の津波避難計画 ^{※2} 」を地域住民に配布・周知し、訓練で活用 【重点項目(2)】
	訓練から見た計画の課題に対して、見直しの実施 【重点項目(2)】
(5) 課題整理	訓練から見た緊急避難場所・避難経路・施設などの課題の抽出

※2 作成済みの隊（別紙1）のみ

7 取組項目

津波対策推進旬間に取り組む内容について、下記「【参考】取組項目一覧」を参考にしてください。

【参考】取組項目一覧

取組項目	取組内容
(1) 「即時行動」するための知識の習得	「わたしの避難計画※1」の作成推進 【重点項目(1)】
	「地区の津波避難計画※2」の確認
	ハザードマップなどによる地震と津波に対する正しい知識の習得 【重点項目(1)】
	南海トラフ地震臨時情報の理解促進
(2) 「即時行動」するための備え	住宅の耐震性・家具固定の確認・推進
	非常持ち出し袋（迅速な避難に支障のない重量）をすぐ持ち出せるよう準備
(3) 緊急避難場所・避難経路などの点検・確認	避難経路上にあるブロック塀など地震により障害物となりうる構造物の再点検
	市が指定した、または住民が定めた津波避難施設などの安全性・避難時立入り方法の再点検
	避難に要する時間の検証と時間短縮の検討 【重点項目(2)】 (別紙2)
	避難に要する時間に基づいた緊急避難場所などの検証 (別紙2)
(4) 自宅以外で被災した場合への備え	緊急避難場所などへの避難が間に合わない場合の緊急的な対応を検討（急傾斜地避難階段、高台、鉄道施設法面、高架橋などの活用など）
	自宅以外で被災した場合（勤務先・学校など）の緊急避難場所・避難経路などの確認 【重点項目(1)】
(5) 避難行動要支援者への支援体制の確認	家族内でお互いの緊急避難場所・連絡手段・安否確認の方法などを確認 (別紙3)
	避難行動要支援者の円滑な避難のための支援体制の検証 【重点項目(3)】

※1 「わたしの避難計画」はパソコンやスマートフォンで簡単に作成できます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040812/1029856.html>

※2 作成済みの隊 (別紙1) のみ

8 サイレン吹鳴及び緊急速報メールの訓練配信

3月9日（日）は統一実施日として、以下のとおり同報無線等からサイレンの吹鳴及び緊急速報メールの訓練配信を行いますので訓練開始の合図などに御活用ください。

以下の内容については、広報はままつ2月号にも掲載します。

同報無線 (戸別受信機含む) ※一部地域を除く	令和7年3月9日（日） ・午前8時50分ごろ 「訓練のお知らせ」 ・午前9時00分ごろ 「地震発生 [サイレン (60秒間吹鳴)] 」 ・午前9時05分ごろ 「大津波警報 [サイレン (3秒吹鳴・2秒休止) ×3回] 」 繰り返し1回 ※津波浸水エリアのある地域が対象です。
緊急速報メール	令和7年3月9日（日） ・午前9時05分ごろ 「【訓練】避難指示 (津波)」 ※中央区、浜名区の携帯電話、スマートフォンなどに配信
防災ホッとメール 浜松市公式LINE	令和7年3月9日（日） ・午前9時00分ごろ 「訓練地震発生」 ※訓練配信は、旧中・旧西・旧南・旧北区の緊急情報を受信する設定をしている方が対象です。

9 中止基準

ア 各隊の訓練中止基準は独自に定めるものと市、下記イを参考にする。

イ 市が3月9日のサイレン吹鳴などを中止する基準は、下記のとおりとする。

- (1) 市内に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されている場合
- (2) 市内に震度4以上の地震が発生し対応を必要とする場合
- (3) 市内に気象警報（大雨・洪水・暴風・高潮・大雪）又は気象に関する特別警報が発表されている場合
- (4) 県内に震度5弱以上の地震が発生し対応を必要とする場合
- (5) 県内に気象に関する特別警報が発表され対応を必要とする場合
- (6) 南海トラフ地震臨時情報が発表され対応を必要とする場合
- (7) その他、中止することが必要であると判断される事象が生じた場合

ウ 上記イによりサイレン吹鳴などを中止する場合、以下の方法で周知する。

- (1) 市ホームページ（自主防災隊のページ）（中止決定次第。前日・当日除く）
- (2) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」（別紙3）
（伝言再生・確認用電話番号 053-457-2537）（当日午前6時30分ごろ）
- (3) 自主防災隊一斉連絡メール（登録いただいた方のみ）（当日午前6時30分ごろ）
- (4) 防災ホッとメール（当日午前6時30分ごろ）
- (5) 浜松市公式LINE（緊急情報）（当日午前6時30分ごろ）